

洪水ハザードマップ(佐賀市全域)改訂業務

仕 様 書

令和8年7月

佐賀市 危機管理防災課

第1章 総 則

(目的)

第1条

平成27年の水防法の改正に伴い、令和7年9月に佐賀県より新たに佐賀市内を流れる中小河川の浸水想定区域図が公表された。それに伴い、佐賀市にて現在公開している洪水ハザードマップを改訂し、住民の被害軽減につなげる。

(適用の範囲及び関係法令等)

第2条

本仕様書は、佐賀市(以下「発注者」という。)が実施する「洪水ハザードマップ(佐賀市全域)改訂業務」に適用するものとし、本業務の履行にあたって受託者(以下「受注者」という。)は、本仕様書に基づくほか、次の関係法令等及び計画に準拠して業務を行うものとする。

- (1)災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)
- (2)水防法(昭和 24 年法律第 193 号)
- (3)災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)
- (4)河川法(昭和 39 年法律第 167 号)
- (5)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
(平成 12 年法律第 57 号)
- (6)個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
- (7)水害ハザードマップ作成の手引き
(令和 8 年 5 月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)
- (8)水害ハザードマップ作成チェックシート(令和 7 年 5 月)
- (9)避難情報に関するガイドライン(令和 8 年 3 月改定、内閣府防災担当)
- (10)佐賀市地域防災計画
- (11)佐賀市水防計画
- (12)佐賀市財務規則及びその他関係諸規定
- (13)佐賀市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年条例第 2 号)
- (14)その他関係法令及び通達等

(履行期間)

第3条

本業務の履行期間は、契約の締結日から令和9年2月15 日までとする。

(提出書類)

第4条

受注者は、本業務の実施に当たり、業務着手時に次の書類を速やかに発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 管理技術者届(経歴書添付)
- (3) 工程表
- (4) その他「発注者」が指示する書類

(工程管理報告)

第5条

受注者は、発注者に業務の進捗状況を綿密に報告するとともに、工程に変更が生じた場合には速やかに変更日程表を提出し、発注者と協議しなければならない。

なお、受注者は、作業の進捗状況について、発注者の要求があった場合には、直ちに発注者に報告しなければならない。

(秘密の遵守)

第6条

受注者は、発注者よりの借用物及び本業務の実施中に生じる全ての成果品を、発注者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務において、受注者の社員はもとより退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

2 受注者は、本業務を処理するために個人情報を取り扱う場合においては、個人情報の保護に関する法律に基づき、次に掲げることを遵守の上、個人情報の適正な管理に努めなければならない。

- (1) 本業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しないこと。
- (2) 本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管を行うこと。
- (3) 本業務にかかる個人情報の処理は、自ら行うこととし、第三者にその処理を委託しないこと。
- (4) 本業務にかかる個人情報を、当該業務の処理以外の目的に使用し、または第三者に提供しないこと。
- (5) 本業務にかかる個人情報を複写し、または複製しないこと。
- (6) 本業務にかかる個人情報の取扱いに関し、事故等が発生した場合には、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うこと。
- (7) 本業務完了後には、当該業務にかかる個人情報を発注者に返却し、または漏えいを来さない方法により確実に処分すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。

3 発注者は、受注者が前項各号に違反していると認めたときは、契約の解除および損害賠償を請求することができる。

(損害賠償)

第7条

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受注者は一切の責任を負い、発注者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。

(著作権の譲渡等)

第8条

受注者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

なお、本業務で作成された成果は増刷する可能性があるため、使用する背景地図については受注者への申請不要かつ複製利用等の権利費用が無償な地図を選定するものとする。

2 受注者は発注者または発注者が指定する第三者に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

（検査）

第9条

本業務完了後は、最終検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は、受注者が負担するものとする。

（疑義）

第10条

本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合、発注者・受注者協議の上、受注者は発注者の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

第2章 貸与資料及び業務概要

(貸与資料)

第11条

本業務を履行するにあたり、発注者は受注者に次の資料等を貸与するものとするが、受注者は貸与された資料を破損・紛失しない様に管理し、業務終了後は速やかに返却するものとする。

- (1) 既往ハザードマップの電子データ
- (2) 避難所等管理データ
- (3) その他業務上必要と思われる資料

(業務概要)

第12条

業務概要は、次の通りとする。

- (1) 対象範囲
佐賀市全域
- (2) 業務概要
 - ① 計画準備
 - ② 資料収集整理
 - ③ 災害関連情報の整備等
 - ④ レイアウトの検討
 - ⑤ 原稿作成
 - ⑥ 印刷・製本
 - ⑦ 報告書作成
 - ⑧ 打合せ協議

第3章 ハザードマップ作成

(計画準備)

第13条

業務の目的等を把握した上で実施方針・方法および業務工程などを検討し業務計画を立案するものとする。

(資料収集整理)

第14条

ハザードマップ作成に必要な背景地図及び災害関連情報(洪水浸水想定区域、指定緊急避難場所及び指定避難所等)等を収集し整理するものとする。

収集については、原則として受注者が本市及び他機関より収集するものとする。

なお、洪水浸水想定区域図の作成機関は、以下の通り。

(1)国(筑後川河川事務所、佐賀河川事務所、武雄河川事務所等)

(2)佐賀県

(3)福岡県(佐賀市域を浸水想定区域に含む浸水想定区域図を公表済み)

※別途、作成機関追加の可能性あり。

2 作業の効率化及び今後の利活用のために、収集した資料は、電子化して整理するものとする。

(災害関連情報の整備等)

第15条

収集した背景地図や各種災害関連情報の空間情報データ・前提条件・解析条件等を整理したのち、各種公示図書等と比較検討を行い、不整合がないことを確認した上で、ハザードマップに使用する基図を作成する。

2 基図作成に用いる洪水浸水想定区域図は想定最大規模(L2)のものを利用し、国・県等が作成した各河川の洪水浸水想定区域図を重ね合わせ、各地点で浸水深の深いものを採用して表示するものとする。

3 作成した基図について、地図情報が現状と異なる場合、またはハザードマップ配布時点で変更が発生する場合は、発注者との協議により、必要に応じて調整するものとする。

4 ハザードマップに掲載する地理空間情報は、データの適切な管理、他部署との共有化、有効利用等を視野におくことから、GIS用データ(shapeデータ)として作成し、成果として納品するものとする。

なお、GISソフト、データ形式、ベースマップのファイル形式等については、各種ホームページ等(佐賀市職員用GIS、市民向けGISサービス(ぐるっとさがナビ)、国土交通省運営ホームページ(重ねるハザードマップ)等)への掲載を行うことから、発注者・受注者協議の上、決定するものとする。

(レイアウトの検討)

第16条

「水害ハザードマップ作成の手引き」をもとに次の項目について、洪水ハザードマップに記載する災害関連情報等を検討、整理するものとする。詳細は発注者と受注者の協議により決定するものとする。

(1)地図面

前条で作成した基図をもとに、想定大規模の洪水に対する浸水区域と浸水深、家屋倒壊等氾濫想定区域、指定避難所及び指定避難所一覧表、防災関係機関・施設その他、洪水ハザードマップの概要(前提としている降雨条件など)、凡例(浸水深区分等)、その他をレイアウトする。

(2)情報・学習面

日ごろの備え、避難方法等の解説・留意点、気象・洪水情報の収集方法、雨量の目安、洪水時の水位について(避難判断水位等)、問合わせ先、その他をレイアウトする。

(原稿作成)

第17条

専門知識を有しない住民等もハザードマップの掲載事項を容易に理解し、防災意識向上につながるよう、文字・図・表などを所定の範囲内に効果的に配置し、配布用に印刷するための印刷原稿を作成するものとする。

なお、印刷原稿については3回程度受注者にて校正し、発注者の承認を得るものとする。

2 原則として地図面については、現在作成している5地区(北部版、中部版、南部版、北部③、北部④)に2地区(北部①(仮称)、北部②(仮称))を加えた7地区に分割して印刷するものとし、地図面の分割する位置については発注者・受注者協議の上、決定するものとする。

なお、掲載するハザードマップの縮尺は、「水害ハザードマップ作成の手引き」に準拠して1/15,000 程度を上限とするが、発注者との協議により、視認性が高まるように縮尺を調整するものとする。

3 原稿は、イラストレーター(AIデータ)を用いて作成するものとする。

(印刷・製本)

第18条

本作業に当たって、印刷の仕様等は改訂前のハザードマップを参考とし、標準の仕様は次の通りとし、印刷前に使用する紙見本を提出するものとする。

- (1)印刷部数:全7種類で合計 15 万部以内
- (2)印刷面・刷り色:両面印刷・フルカラー
- (3)紙質・紙厚:マットコート紙(四六判90kg)
- (4)寸法・製本加工:仕上寸法A4、展開寸法A1、8折A4仕上げ
- (5)グリーン購入適合

総合評価値80以上の用紙の使用

リサイクル適正Aランクの資材の使用

リサイクル適正の表示

資材確認票の提出

インキ類

＜オフセット印刷個別事項＞ バイオマスを含むインキ(植物油インキ、大豆油インキ等)

かつ芳香族成分 1%未満の溶剤のみを用いるインキの使用、NL 規制(印刷インキ工業連合会)適合インキの使用

＜デジタル印刷個別事項＞ 化学安全性の確認されたトナー又はインキの使用

※在庫等の制約からグリーン購入適合の用紙等が入手困難な場合は、できる限り環境に配慮した用紙等を使用すること。(要別途協議)

なお、印刷の仕様は印刷原稿をふまえて、発注者、受注者協議の上決定するものとする。

(報告書作成)

第19条

業務の目的をふまえ、業務の各段階で作成された成果をもとに、業務の方法、過程、結論について記した報告書を作成するものとする。

なお、ハザードマップを作成する過程で発生した様々な課題等は、今後の防災上の課題として概略整理するものとする。

(打合せ協議)

第20条

打合せ協議は3回を想定し、必要に応じ発注者、受注者協議を行い回数の調整を行うものとし、打合せにあたっては、打合せ記録簿を作成するものとし、重要案件については発注者の承認を得るものとする。

第4章 成 果 品

(成果品)

第21 条

(1) 本業務の納入成果品は、次の通りとする。

① ハザードマップ作成報告書	1 式
② ハザードマップ作成報告書(電子データ)	1 式
③ ハザードマップ印刷用データ(AI・PDF 形式)	1 式
④ ハザードマップ GIS データ(shape 形式)	1 式
⑤ ハザードマップ(A1 判両面カラー)	計 150,000 部
⑥ ホームページ用コンテンツデータ	1 式
⑦ その他発注者・受注者協議で決定した成果品	1 式

(納入場所等)

第22 条

梱包、仕分け、納品場所等については、発注者の指示によるものとする。

なお、納品場所は複数個所を予定している。